

# 令和2年第9回美幌町議会臨時会会議録

令和2年11月26日 開会

令和2年11月26日 閉会

令和2年11月26日 第全号

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
(諸般の報告)  
日程第 3 報告第 15号 総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告について  
日程第 4 報告第 16号 経済建設常任委員会事務調査結果報告について  
日程第 5 認定第 1号 平成31年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)  
日程第 6 認定第 2号 平成31年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)  
日程第 7 認定第 3号 平成31年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)  
日程第 8 認定第 4号 平成31年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)  
日程第 9 認定第 5号 平成31年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)  
日程第 10 認定第 6号 平成31年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について(委員会報告)  
日程第 11 認定第 7号 平成31年度美幌町水道事業会計決算認定について(委員会報告)  
日程第 12 認定第 8号 平成31年度美幌町病院事業会計決算認定について(委員会報告)  
日程第 13 議案第 61号 美幌町監査委員条例の一部を改正する条例制定について  
日程第 14 議案第 62号 美幌町部設置条例の一部を改正する条例制定について  
日程第 15 議案第 63号 美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
日程第 16 議案第 64号 美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
日程第 17 議案第 65号 美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について  
日程第 18 議案第 66号 令和2年度美幌町一般会計補正予算(第8号)について  
日程第 19 報告第 17号 専決処分の報告について(美幌峠駐車場の車輛破損事故による損害賠償)

## ○出席議員

- |     |            |     |          |
|-----|------------|-----|----------|
| 1番  | 戸澤義典君      | 2番  | 稲垣淳一君    |
| 3番  | 大江道男君      | 4番  | 高橋秀明君    |
| 5番  | 木村利昭君      | 6番  | 伊藤伸司君    |
| 7番  | 馬場博美君      | 8番  | 古舘繁夫君    |
| 9番  | 藤原公一君      | 10番 | 坂田美栄子君   |
| 副議長 | 11番 岡本美代子君 | 12番 | 上杉晃央君    |
| 13番 | 松浦和浩君      | 議長  | 14番 大原昇君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	平野浩司君	教育委員会 教育長	矢萩浩君
監査委員	高木清君		

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	高崎利明君	総務部長	小室保男君
民生部長	那須清二君	経済部長	石澤憲君
建設水道部長	川原武志君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	西俊男君	総務主幹	関弘法君
防災危機管理主幹	河端勲君	まちづくり主幹	佐々木齊君
政策主幹	後藤秀人君	財務主幹	中尾亘君
契約財産主幹	大場正規君	税務主幹	片平英樹君
環境生活主幹	渡辺靖行君	児童支援主幹	小室秀隆君
福祉主幹	影山俊幸君	健康推進主幹	大場圭子君
農政主幹	田中三智雄君	みらい農業センター主幹	午来博君
耕地林務主幹	中沢浩喜君	商工観光主幹	多田敏明君
建設主幹	御田順司君	施設管理主幹	以頭隆志君
建築主幹	吉田善一君	水道主幹	石山隆信君
病院総務主幹	菅敏郎君	地域医療連携主幹	高山吉春君
教育部長	田村圭一君	監査委員室長	立花良行君

○議会事務局出席者

事務局長	遠國求君	次長	佐藤和恵君
議事係長	鶴田雅規君	議事係	新田麻美君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和2年第9回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番大江道男さん、4番高橋秀明さんを指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る11月24日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君）〔登壇〕 令和2年第9回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る11月24日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、総務文教厚生常任委員会及び経済建設常任委員会より、それぞれ事務調査結果報告があります。

その後、9月定例会において決算審査特別委員会に付議された平成31年度決算認定についての審査結果報告8件、条例改正5件、補正予算1件、報告事項1件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りいたします。

議員各位は、さきに質問した議員との重複質問を避け、簡潔な発言に努め、慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御了承願います。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知おき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申し出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和2年第9回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明を申し上げます。

条例の改正について。

議案第61号美幌町監査委員条例の一部を改正する条例制定については、地方自治法改正により監査委員が監査基準を定めることになるなど、監査制度の充実強化が図られたことから、法の趣旨に鑑み、監査委員に事務局を設置する規定の追加を行うとするものであります。

議案第62号美幌町部設置条例の一部を改正する条例制定については、効率的・効果的な行政運営と住民サービスの向上を図るため、行政組織の見直しを行うとともに、新たな行政課題等に対応するための部の設置及び再編等の整備を行うとするものであります。

議案第63号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第64号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、令和2年度の人事院給与勧告に基づく、特別職の国家公務員及び一般職の国家公務員の給与改定に準じて、美幌町議会議員及び美幌町長等の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

議案第65号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定については、令和2年度の人事院給与勧告に基づく、国家公務員の給与改定に準じて、職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものであります。

また、行政組織の見直しによるものとして、課制の設置に伴い、別表の等級別基準職務表に課長の名称を追加する改正についても併せて行おうとするものであります。

令和2年度一般会計補正予算（第8号）につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業として、加工用馬鈴薯コントラクター推進事業補助金2,900万円を、みらい農業センター用農業機械の導入1,096万7,000円を、役場庁舎建設電気設備工事の設計変更に伴う工事費として1,569万7,000円を、加工用馬鈴薯コントラクター事業に対する農林水産省の間接補助として、2億1,241万9,000円の増額などを行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

---

### ◎日程第3 報告第15号

○議長（大原 昇君） 日程第3 報告第15号総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告についてを議題とします。

本件について、委員長より報告を求めます。

1 番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君）〔登壇〕 総務文教厚生常任委員会事務調査報告書。

令和元年第2回美幌町議会臨時会及び令和2年第1回美幌町議会定例会において承認を得た事件について、調査の結果を美幌町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。

事件名、民生行政について。

調査の経過、委員会の開催につきましては、令和元年5月10日から12月24日までの間、延べ14回、令和2年1月14日から11月10日までの間で、延べ15

回開催しております。

町外調査といたしまして令和元年10月10日安平町、現地調査といたしまして令和元年11月25日美幌循環線、ワンコインバス体験乗車、先進地調査といたしまして令和2年山形県川西町、福井県高浜町、斜里町を調査いたしました。

調査の結果。

美幌町の公共交通は、一つ、お年寄りに優しく平等で持続可能な郊外公共交通体系の構築、二つ、身近にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる新たな公共交通の確保、三つ、市街地全体への気軽に身近なバス運送サービスの提供、四つ、中心市街地の活性化に寄与していく交通結節点機能の確保、五つ、公共交通情報等提供による利便性向上と利用増進を基本的な方針として、平成20年度に美幌町地域公共交通総合連携計画を策定いたしました。

そのような中、国は令和2年の通常国会において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正し、地域公共交通計画の作成を努力義務化しました。

その内容は、人口減少や高齢化が進む近年の状況から、今後も高齢者など交通弱者に利用しやすい公共交通の効果的運行、公共交通を維持するための財源確保など、持続可能な公共交通の確保・維持に向けて、利用状況等を検証しながら、効果的な公共交通（デマンド型・路線型）の枠組みや生活交通ネットワークの構築を図っていくものであり、その必要性から、美幌町は令和3年度中の完成を目指し、美幌町地域公共交通計画を策定することとしています。

このような状況を踏まえ、当委員会では先進地を調査したので、その取組について紹介をいたします。

(1) 美幌町地域公共交通の課題・問題点。

ア、美幌循環線（ワンコインバス）。

(ア) 右回り線、左回り線ともに1周約1時間と時間がかかり過ぎている。

(イ) 現在のバスの乗車可能人員に対し乗客数が少ないため、費用対効果が低い。

また、住宅街では小回りが利かず、冬季は特に積雪により安全管理上支障を来している。

(ウ) ほとんどのバス停留所に椅子もなく、雨風や雪を防げる場所もなく、利用者が耐えしのいでいる現状にある。

(エ) 国保病院にはバス停留所はあるが、民間病院等への通院は不便な状況にある。

イ、その他。

陽光台・新興地区に向かう公共交通がなく、野崎のフヂサワ団地に一部美幌循環線が走っているものの、時間帯等が不便である。

(2) 先進地調査。

各地域の先進地事例をインターネット等により情報収集し、委員会において調査・検討を重ね、不明な点については当該自治体に照会をいたしました。

ア、山形県川西町。

(ア) 昭和46年に運行を開始した民間委託の東沢バスと平成8年に平野部地域の循環バスとして運行を開始した町民バスについて、利用者数の減少による財政負担抑制のため平成18年に廃止し、それらに替え、利用登録した町民を対象としたデマンド型乗り合いタクシーの運行を開始しました。

(イ) 既存のタクシー事業者の予約受付センターと車両を利用し、新たな投資をほとんど行わずに運行を開始しております。

(ウ) 現在の登録者の状況は、人口の約11.2%の1,644人であり、そのうち70歳代以上の占める割合は約77%であります。

(エ) 乗り合いタクシーの利用状況では、月曜日から金曜日までの平日利用が約87%を占めるとともに、その目的地は病院が約77%であります。

(オ) 乗り合いタクシー1回の利用料金

(個人負担金)は500円で、行政の負担額と利用者の負担額がほぼ同額となっています。

また、町で発行している福祉タクシー利用助成券も支払いに利用できる状況になっています。

イ、福井県高浜町。

(ア) 路線バスの代替交通手段として、住民要望に基づき、事前登録制の発地・着地とも制限がなく移動(ドア・ツー・ドア)できるデマンド型交通、通称赤ふんバスを平成23年12月から実証実験という形で導入しております。

(イ) フルデマンド方式導入の一番の目的は、高齢者の移動手段の確保であり、高齢化が進む中で、自宅からバス停まで歩いていくことが困難な方がいること。

また、乗客がいなくても走行しなくてはならない定時定路線方式との費用対効果を考慮し、予約が入ったときのみ走行するフルデマンド方式へ切り替えることといたしました。

(ウ) 現在の登録者の状況は、人口の約16.2%の1,654人であり、そのうち、70歳代以上の占める割合は約75%であります。

(エ) 配車システムとして、東京大学大学院のオンデマンド交通システム、コンビニクルを導入しております。

コンビニクルは自宅や最寄りの場所をバス停として登録し、乗客の予約に応じて経路を計算して運行することにより、乗客のいないバス停を回ることなく、乗り合い効率を高め、CO<sub>2</sub>削減に貢献をしております。

(オ) 1回の利用料金(個人負担金)は300円、障害者手帳提示の方及び小学生、運転免許証を返納された方は150円、6歳未満は無料となっています。

(カ) 赤ふんバスの収支状況は、支出である運行費に対する運賃収入は9~10%であり、町等から約90%が補助されてい

る状況であります。

ウ、斜里町。

(ア) ウトロ地区または郡部に居住し、移動手段が乏しい高齢者等がハイヤーを利用する場合の負担が高額となることに鑑み、安価な料金で利用できる移動手段を構築し、高齢者等が外出による通院、買い物等の支援に資するため、ハイヤー利用料金助成事業を行っております。

(イ) 対象者は、町内に住民票がある普通免許を所持しない70歳以上の者となっています。

(ウ) 助成額は、1乗車当たりウトロ地区居住者が自己負担額200円(助成限度額片道1,000円)で、郡部居住者は自己負担額550円(助成限度額は居住地区により1,000円~5,000円)となっております。

以上のとおり、美幌町の地域公共交通の現状と課題・問題点及び先進地の取組を調査・検討する中で、委員会として意見の集約を見たので、ここに報告いたします。

美幌循環線について。

ア、系統や路線を見直し、系統内の一周に要する時間短縮を検討すべきと考えます。

イ、現在運行しているバスは大型であり、燃費効率も悪く、住宅街での走行では特に安全管理上支障を来しています。

費用対効果を高めるためにも、マイクロバスあるいはワゴン車等、バスの小型化を検討すべきと考えます。

ウ、先進地の事例から、利用者は高齢者が多く、その主な目的は病院への通院であったことから、美幌町としても実情をよく把握し、民間病院等への通院の利便性を検討すべきと考えます。

その他。

現在、美幌循環線が運行していない陽光団地及び新興団地においては、住民のニーズに対応できる移動手段を検討すべきと考えます。

以上で、報告を終わります。

○議長（大原 昇君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教厚生常任委員会事務調査結果報告を終わります。

---

#### ◎日程第 4 報告第 16 号

○議長（大原 昇君） 日程第 4 報告第 16 号経済建設常任委員会事務調査結果報告についてを議題とします。

本件について、委員長より報告を求めます。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君）〔登壇〕 経済建設常任委員会事務調査報告。

令和元年第2回美幌町議会臨時会において承認を得た事件について、調査の結果を美幌町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告します。

調査の結果。

美幌町は古くから道東交通の要衝とされており、国道が縦横断している市街地の中心とJR美幌駅前に四つの商店街が形成され、高度成長期における企業の進出や人口の増加とともに発展を続けてきた。

近年、当該商店街は後継者不在等の現状から閉店による空洞化が進み、存続が危惧されている。

また、自家用自動車の普及に加え、消費者ニーズの多様化や購買行動が変化する中で、どのような戦略で各商店街の有利性を発揮するかが課題であり、さらなる商業の振興策が必要となっている。

美幌町は、阿寒摩周国立公園に位置する景勝地、美幌峠を核として、平成28年度策定的美幌町観光振興革新戦略ビジョンに基づき、通過型観光から滞在・体験型観光への転換を推進している。

時代とともに、観光客のニーズも見る観光から体験・体感する観光へ変化していることから、近隣自治体との連携により、地域資源を生かした広域的な滞在・体験型観光の推進が求められている。

美幌町はこれまで美幌町工業等開発促進条例に基づき、固定資産税の優遇措置などを通じ、工業団地への大規模製造業等の誘致を基本とした施策を展開してきたが、近年は海外への製造業の流出により、従来型の誘致策から新たな手法への転換が迫られている。

そのような中、新たな取組として、企業等が本社から離れた場所に設置するサテライトオフィスの誘致が注目されている。

このような状況を踏まえ、商店街の活性化、広域観光圏の連携、企業誘致の取組について、道外の先進地及び町内公共施設を調査し、さらに町内の商業、消費者関係団体との意見交換を通じ、当委員会として調査を進め、委員会としての意見の集約を見たので、ここに報告します。

1、商店街の活性化について。

香川県高松市の丸亀町商店街は、高松市中心市街地活性化基本計画に基づく再開発による商店街活性化の先進地である。

人が住む・人が集まるまちをつくれれば商人は集まる。住みやすい、住みたくなるまちであることが重要として、衣・食・住の充実を人口増加策として掲げ、商店街が診療所や高齢者対応のバリアフリーマンションを整備するほか、駐車場を経営し事業収益を得て、商店街の再開発を行っている。

美幌町の商店街を構成する事業者においても、安定的かつ持続可能な経営を見据えた長期戦略が必要であり、特に、後継者や新規起業家を積極的に支援する体制を整える必要がある。

また、行政と各商店街が連携し、自ら行動する事業者の自発性や能力を発揮できる環境づくりに向けた支援策の実行に期待したい。

## 2、広域観光圏の連携について。

徳島県三好市と広島県尾道市は、それぞれの観光資源を生かした広域連携による地域づくりを行う先進地である。

徳島県三好市を中心とした2市2町で構成する、にし阿波～剣山・吉野川観光圏では、住んでよし、訪れてよしを基本理念に、観光による地域づくりを推進している。

その地域と市場を結ぶプラットフォームとして一般社団法人そらの郷が設立され、地域連携DMO、観光地域づくり法人の先駆けとなり、体験型教育旅行や外国人観光客の誘致、観光コンテンツ充実事業などのワンストップ窓口を担い、世界に通用する国際競争力の高い広域観光を推進している。

広島県尾道市を中心とした愛媛県と広島県にまたがる2市1町と関係団体で構成する一般社団法人しまなみジャパンは、レンタサイクルやマーケティング、マネジメント事業のかじ取り役となる広域連携DMOとして設立され、瀬戸内しまなみ海道の島々を自転車で縦断できるサイクルツーリズムの推進により、年間33万人のサイクリング客が訪れ、このうち13万人がレンタサイクルを利用するなど、観光産業の振興が図られている。

この二つの地域は、広域観光圏の連携による観光政策の成功事例であり、いずれも構成自治体の支援の下、円滑に組織運営が行われている。

美幌町として広域観光戦略が展開されている中、近隣自治体や関係する団体との連携をさらに強化し、単独の自治体や組織ではなし得ないことを近隣自治体と幅広く連携することで様々な可能性を広げ、それぞれの地域の強みを生かし、人の流れを誘引することにより豊かな地域づくりにつなげることを期待する。

さらには、交通の要衝である優位性を生かし、農業体験や星空観光などの効果を検

証して、美幌町ならではの観光資源を掘り起こすとともに、ウィズコロナ、アフターコロナにおける新しい生活様式を踏まえ、経済の回復と感染防止を両立する滞在・体験型観光の発展に期待したい。

## 3、企業誘致の取組について。

徳島県は2011年のテレビ放送地上デジタル化への移行に伴い、県主導で県内全域に光ファイバー網が整備された。

これにより、ブロードバンド通信が可能となったことを背景に、徳島県内に定住型や循環型、逆指名型など様々なサテライトオフィスが開設されている中、徳島県三好市は地元雇用型に特化したサテライトオフィスの誘致に取り組んでいる。

お試し施設の提供や都市圏でのセミナー、現地視察ツアーの開催など、丁寧なアプローチにより8社がオフィスを開設し、34名の地元雇用が実現しており、地元の学校卒業者やUターン希望者の受け皿として、人口減少対策や地域の経済活性化にもつながっている。

企業側の利点としては、都市圏における災害発生時のリスク分散や従業者の自然豊かな環境での子育て、地域経済への貢献によるイメージアップ、多様な人材の確保と新規雇用の開拓、従業者の自由な発想の助長とストレスからの解放などが挙げられる。

また、新型コロナウイルスの影響により、テレワークなどの地域や環境にとらわれず、ワークライフバランスを取りながら働く柔軟性の高い働き方が注目されており、美幌町においても、全域に高速通信基盤の整備が予定されていることから、これを契機とした企業誘致が期待できる。

美幌町が持つ自然環境と女満別空港へのアクセスを積極的にアピールし、雇用拡大や空き店舗の利活用、移住促進につながる手段としてサテライトオフィスの誘致など新たな取組を早急に推進すべきである。

経済建設常任委員会において先進地等を

調査し、集約した意見は以上のとおりであります。

当委員会の報告が、美幌町の産業振興に少しでも役立つことを期待いたします。

すみません。

一つ、冒頭の説明が抜けていまして、経済建設常任委員会調査報告の事件名、産業振興についてが抜けていましたので、改めて、事件名、産業振興についての委員会報告といたします。

以上です。

○議長（大原 昇君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） それでは、委員長に2点ほど御説明をお願いしたいと思います。

最初に、14ページの下から7行目、町内の商業、消費者関係団体との意見交換を通じとありますけれども、具体的にどこの団体とどのような意見を交換されたのか。

そして、この報告書の中で、具体的にどのように報告されているのかお伺いいたします。

あと2点目は、15ページ、1番最後のほうですけれども、経済の回復と感染防止を両立する滞在・体験型観光の発展に期待したいということで報告されていますけれども、委員会の中で、具体的にどのようなことが体験型・滞在型につながるのかを論議されたのか、報告をお願いしたいと思います。

以上2点、よろしくお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 経済建設常任委員長。

○13番（松浦和浩君） 1点目の町内商業、そして関係団体というのは、美幌町におけるいろいろな商店街、要するに連合商店会を構成している新町商店街、ゆうゆう商店街、そして、中央商店街、いきいき商店街、北一商店街の若い方々に声を掛けまして、参加できる方を募り、商店街につい

て意見交換をしました。

もう一つ、関係団体というのは、消費者協会の女性の方々、自治会連合会女性部会の方々、特に役員の方を中心にお集まりいただき、商店街についてのお話をいたしました。

その中で報告に関わるものということで、15ページの6行目、またというところから始まっている部分に商店街の人たちの自発性だとか、今後の展望を行政がしっかり応援するという形で、委員会として報告を書いています。

続きまして、二つ目の質問でありますけれども、どのような形でということですが、ここに記載したとおり、今後における経済政策だとか、コロナ対策も含めた産業振興については、しっかりと行政も考えてもらいたいという意見報告でございますので、よろしくお伺いします。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 1点目については理解いたしました。

2点目の広域観光の中で、経済の回復と感染防止を両立する滞在・体験型観光ということでの具体的な話はあったかどうかということをお尋ねしていますので、よろしくお伺いします。

○議長（大原 昇君） 経済建設常任委員長。

○13番（松浦和浩君） 全体的に書いている滞在型を含めた観光政策を、今後しっかりと行っていくべきだという意見交換をして、それを文書としたということです。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 私からは3点ほど質疑させていただきます。

まず15ページ、馬場議員に対しての回答の1)の商店街の活性化についての部分です。

自ら行動する事業者の自発性や能力を發

揮できる環境づくりに向けた支援策の実行に期待したいということですが、意見交換、視察調査等をされたと思うのですけれども、その内容を踏まえた上で、具体的にどういった支援策、その内容は委員会で議論されたのか、もしされているのであれば、どういった内容だったのかを教えてくださいたいです。

そして、二つ目が、同じく15ページ、広域観光圏の連携についての部分です。

視察の中で、一般社団法人しまなみジャパン、瀬戸内しまなみ海道の島々を自転車で縦断できるサイクルツーリズムの推進ということで視察されたということですが、確かに広域観光圏の連携については重要かと思うのですけれども、このしまなみジャパンに関しては、島々を自転車で縦断できるという魅力でサイクルツーリズムを推進されていると思うのですが、こういったところを美幌町の観光にどのような形で生かそうという考えで議論されたのか、具体的にお話があれば教えてくださいたいです。

最後、三つ目が16ページ、3番、企業誘致の取組についての部分ですけれども、下から5行目、全域に高速通信基盤の整備が美幌町で予定されている。これを契機とした企業誘致が期待できるということで御意見ありますが、光回線整備を契機として、それを理由にどういった企業を対象にして報告を考えたのか、その辺りを委員会でどういった検討がされたのか教えてくださいたいです。

以上3点です。お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 経済建設常任委員長。

○13番（松浦和浩君） 1番最初の、自ら行動することに期待したいということの具体的な内容という質問でありますけれども、美幌町の商業の活性化の計画で、美幌町は中心市街地活性化計画が終わった後、商業者との計画がないものですから、各商店街の中でも何をもって商業活性化の活動

をするかというところで止まっている状態です。

私は新町商店街にいますからわかっていますけれども、その中で、具体的な内容ということになりますと、委員会の中では、商業者の方々が今は若い人たちになっていきますので、その人たちのこれからの夢・希望を伝えるために、まずは、若い人たちで意見交換をほしい、その中でしっかりと連合商店会を通じて町に意見なりを言って、その後、言い方が悪いですけど、政策をどうするか。それを商業界の方々がしっかりと検討してもらいたいと意見交換をしましたので、それを書いたということで、具体的な内容はそういうことであります。

二つ目、広域観光しまなみジャパンについて、美幌に生かせる方向がどうかと言いますと、まず広域観光そのものは広域DMOと言いまして、DESTINATIONということで、行き着く先ということで、美幌町も阿寒摩周国立公園満喫プロジェクトに入っていますので、その中で、まずは広域観光をどのようにやっているかを視察に行くということを前提にしましたので、しまなみジャパンのやっている自転車、その他の関係について確認をとりました。

その中で、サイクルツーリズムが、広くいろんな方に生かせるということを具体的な例として述べて、美幌町の施策にも少しでも生かしてもらいたいという意見交換になりました。

三つ目、企業誘致の光回線整備でどういう企業を対象かということでもありますけれども、対象企業は、具体的に細かく業種ごとの検討はしておりません。

以上です。

○議長（大原 昇君） 9番藤原公一さん。

○9番（藤原公一君） 私からは1点だけ教えてくださいたいのですが、町外視察の中に岡山県井原市が載っておりますけれども、この調査報告の中では載っていないで

す。どのような目的とどのような調査をされたのか教えていただければと思います。

○議長（大原 昇君） 経済建設常任委員長。

○13番（松浦和浩君） 井原市につきましては、星空観光、日本の筆頭の場所でありまして、星空観光の進め方、そして、光害条例だとかを見てきました。

委員会報告の中では、それらの一部、星空観光等もしっかりやるべきであるという文書が井原市についてであります。

星空観光については、井原市は商業ベースということだったのですけれど、実は教育ベースに切り替えています。もともと美星町という町が井原市と合併しまして、今は井原市を中心に動いていますので、星空については、商業ベースもありますけれど、教育ベースを優先しているということ、そして、商業ベースについては、岡山県が星の里でございますので、多くの人が訪れている。

我が町も宙ツーリズム推進協議会の一員に入っていますので、委員会報告の中では、観光の中での星空観光と押さえて報告にしました。

以上です。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 私は1点だけです。

16ページの報告の中で、光回線網の整備、これらを活用してやっていくということで、このサテライトオフィスは移住定住につながる手段として、私も非常に興味を持っていますし、有益だと思います。

そこで、この議論の中で、ワーケーションについて、調査結果のサテライトオフィス関連の中で、そういう意見が委員会の中で出ていたのかどうかについて、1点お尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済建設常任委員長。

○13番（松浦和浩君） 今回、サテライトオフィスに絞りましたので、ワーケーション等の事業については今回の視察には入れないで行きましたので、特に意見交換をしておりません。

以上です。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員会事務調査結果報告を終わります。

---

#### ◎日程第 5 認定第 1号から

#### 日程第 10 認定第 6号まで

○議長（大原 昇君） 日程第 5 認定第 1号平成 31年度美幌町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 6 認定第 2号平成 31年度美幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 7 認定第 3号平成 31年度美幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 8 認定第 4号平成 31年度美幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 9 認定第 5号平成 31年度美幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 10 認定第 6号平成 31年度美幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について、以上 6件を一括議題といたします。

この件につきましては、令和 2年第 8回定例会において、一般会計等決算審査特別委員会に付託しておりますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君）〔登壇〕 最初に、審査の結果を申し上げます。

関係書類の提出あるいは関係職員の出席を求めるなど慎重に審査した結果、適正に予算が執行された決算として認定すべきものと決定いたしました。

なお、一層の行政効果を期待し、審査意見を付すことといたしました。

審査意見といたしまして、一つ、一般会計全般について申し上げます。

平成31年度の一般会計決算は、歳入109億981万6,000円、歳出108億1,911万4,000円であり、形式収支は9,070万2,000円、実質収支も同じく9,064万2,000円の黒字となり、単年度収支も1,846万円の黒字となっています。

本町の財政状況は、2度にわたる財政運営計画に基づき、中長期的な財政見通しの下、財政の健全化に向けた取組を強化してきた結果、各種財政指標、地方債残高、基金残高においておおむね健全な状態にあると言えます。

しかしながら、今後も人口減少や少子化・高齢化がさらに進み、極めて厳しい状況が続くと思われることから、引き続き経費の節減に努められたい。

2点目、収入率向上対策についてであります。

公営住宅使用料の現年度分収入率は、7年連続で100%を維持していることは、同規模自治体と比較しても特筆すべきもので、職員の日頃の努力のたまものと大いに高く評価したい。

適正な債権管理と徴収強化により、未収金については減少していますが、一般会計、特別会計合わせて、1億8,199万7,000円の未収となっております。自主財源確保と負担の公平性及び適正化の観点から、引き続き、収入率向上に向けて取り組んでいただきたい。

3点目、ふるさと寄附金への取組についてであります。

平成31年度のふるさと寄附金の収入額は、4,381万円となっております。前年度の3,574万6,000円から増額となっておりますが、今後も受納額の増大に向けた取組と、美幌町の魅力の情報発信に努められ

たいと考えます。

少数意見の留保であります。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はありません。

以上であります。

○議長（大原 昇君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、認定第1号から認定第6号までの6件を一括採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件については、認定することに決定しました。

---

#### ◎日程第11 認定第7号から

#### 日程第12 認定第8号まで

○議長（大原 昇君） 日程第11 認定第7号平成31年度美幌町水道事業会計決算認定について、日程第12 認定第8号平成31年度美幌町病院事業会計決算認定について、以上2件を一括議題といたします。

この件につきましては、令和2年第8回定例会において、企業会計決算審査特別委員会に付託しておりますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君）〔登壇〕 企業会計決算審査、審査の結果を報告させていただきます。

令和2年9月17日から6回にわたり委員会を開催し、関係書類の提出あるいは関係職員の出席を求めするなどして慎重に審査した結果、両会計ともに適正に予算が執行

された決算として認定すべきものと決定しました。

なお、今後とも一層の努力を望み、次のとおり審査意見を付すことといたしました。

審査意見。

水道事業会計について。

給水人口の減少による家庭用使用水量の減少に加え、工場その他の業務用使用水量が減少し、実質的給水収益は前年度比0.34%の減収となったが、総収益、総費用については、経費の削減等による支出の抑制に成果が見られ、関係者の努力があらわれています。

安心で安全、安価な水の供給という大きな使命を恒久的に果たしていくために、有収率の向上、不明水の原因究明及び水道施設等の耐震化、老朽配水管等の布設替えが急務であります。

今後とも計画的な施設更新について検討を重ね、不明水の調査については、費用対効果を検証し、水道施設の充実と経営の健全化に一層努められたい。

病院事業会計について。

平成26年度以降、患者数が増加していたが、平成31年度は年度途中における医師の退職等の影響により、入院患者数は前年度比1.5%増の397人が増加したものの、外来患者数は前年度比5.3%減の3,951人減少しました。

この結果、純損失は8,137万2,000円となり、前年度より2,067万9,000円減少しているが、病院事業の財政は依然として厳しい状況となっています。

一方、美幌町立国民健康保険病院新公立病院改革プランに基づく新たな施設基準への対応及び入院診療費の包括支払い制度、地域包括ケア病床導入に向けた体制の構築など、医療体制の充実による収入確保に向けて、職員が一丸となり経営改善へ取り組む姿勢が認められる。

今後においては、長期的な視野からも医

師確保を行い、町民の生命と健康を守る地域の基幹病院として、将来にわたって持続可能な病院運営の実現を期待する。

少数意見の留保。

美幌町議会会議規則第76条の規定による少数意見の留保はない。

以上で終わります。

○議長（大原 昇君） 委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、認定第7号及び認定第8号についてを一括採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件については、認定することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は、11時15分とします。

午前11時04分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第13 議案第61号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第61号美幌町監査委員条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の19ページになります。

議案第61号美幌町監査委員条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明をいたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、議案第61号関係。

美幌町監査委員条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

改正目的であります。地方自治法の改正により、監査委員が監査基準を定めることになるなど、監査制度の充実強化が図られたことから、法改正の趣旨に鑑み、監査委員に事務局を設置しようとするものでございます。

改正内容でございますが、第7条を新設し、事務局の設置に係る規定を追加いたします。

第1項として、監査委員に関する事務を処理するため、監査委員に事務局を置く。

第2項として、事務局職員の定数は、美幌町職員定数条例の定めるところによる。

以上のおおりに規定をいたします。

参考として、事務体制を表記してございます。

現在は、監査委員の事務を処理するために監査委員室を設置し、嘱託発令を受けた室長と主査の2名体制としておりますが、令和3年4月1日以降につきましては、新たに監査委員事務局を設置し、嘱託発令を受けた事務局長、事務局次長と主査の3名体制とすることで、監査委員の職務を補佐する体制の整備を図るものでございます。

根拠法令は、地方自治法。

施行日は、令和3年4月1日であります。

なお、参考資料2ページに条例改正に係る新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上、議案第61号について御説明をいたしました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第61号美幌町監査委員条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第14 議案第62号

○議長（大原 昇君） 日程第14 議案第62号美幌町部設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の20ページになります。

議案第62号美幌町部設置条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町部設置条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の3ページをお開き願います。

資料2、議案第62号関係。

改正目的でございますが、効率的・効果的な行政運営と住民サービスの向上を図るため、行政組織の見直しを行うとともに、新たな行政課題等に対応するための部の設置及び再編等の整備を行うものでございます。

組織機構の見直しにつきましては、平成18年4月のグループ制導入を初め、社会情勢の変化に応じて、その時々で対応してまいりましたが、役場新庁舎の供用開始に

併せまして、業務量の平準化を図り、機動的な組織体制へと移行するための改正となります。

改正内容は、大きく3点になります。

1点目は、部の設置及び再編であります。

総務部と民生部が所管する業務量が肥大化していることから、年齢等を問わず、幅広い分野において住民の声を聞く機会が多い部署を集約し、町民主体のまちづくりの推進をより一層図るため、新たに町民生活部を新設いたします。

民生部は、少子高齢化の進展に対応した福祉施策を中心とする部に再編されるため、名称を福祉部に、建設水道部については、建設部にそれぞれ部の名称を改めます。

2点目は、事務分掌の整理になります。

部の設置及び再編に伴い、事務分掌を各部に仕分けするほか、事務分掌の追加及び文言の整理を行います。

3点目は、他条例の改正になります。

美幌町部設置条例の一部を改正する条例制定に伴い、記載の条例3本につきまして、部の名称変更に伴う改正を行います。

参考資料4ページを御覧いただきたいと思っております。

部局等新旧対照表のとおり、町長部局につきましては、現行の四つの部から町民生活部が新設されますので、改正後は五つの部へと再編されることとなります。

なお、条例に定める事項ではございませんが、部の設置及び再編につきましてイメージしやすいように、新旧対照表におきましては、課長・主幹の職につきましても明示をさせていただいております。

また、関連いたしますので、グループ制の見直しと課制の復活につきましても、若干御説明をさせていただきたいと思っております。

現在、主幹職を中心にグループの単位を形成しておりますが、令和3年4月からは

主査以下の担当職をグループの単位と位置づけ、柔軟性と機動性を発揮できる行政運営の体制整備を図ってまいります。

また、課制を復活し、職名を主幹から課長へ変更いたします。

なお、庁舎の建設など特別な行政課題に対して時限的に対応する必要がある場合は、その担当部署に主幹を配置することになりますが、課長と主幹の職責につきましては同列といたします。

根拠法令は、地方自治法。

施行日は、令和3年4月1日であります。

なお、役場新庁舎の供用開始は、大型連休明けの令和3年5月6日を予定しております。

このため、4月1日から新庁舎で業務を開始するまでの間、現庁舎におきましては、部の設置及び再編に伴う配置がえや案内版の変更は行わないことで考えておりますが、窓口対応を含め、町民皆様・来庁者の皆様には御迷惑をおかけすることのないように、職員相互に連携を深めながら対応してまいりたいと存じます。

参考資料5ページから14ページに条例改正に係る新旧対照表を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

以上、議案第62号について御説明をいたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 今回の部の形が変わる、主幹職が変わる、権限はほとんど同じかと思うのです。

前回の全員協議会の中で言いましたけれど、経済部の新しい農林政策課長についてです。これは現行の耕地林務主幹、農政主幹、そして農業委員会の事務局長。

今現在、これらの方々は手いっぱい仕事をしている主幹職であって、今回、農林政

策課長一人になるということで、先ほど、業務量の平準化と言いましたけれど、平準化になるのか。

実は、農業の関係では網走川中央地区で畑かん事業が国営と道営が始まっています、その管理者をどうするのか。水利権、利用する水の金額をどうするのかがまだ定まっていない。

そして、中央美和も始まりますけれど、中央野崎、中央豊幌はこれから畑総が始まるのです。取りまとめもしていないけれども事業をすることになっている。

その中で、古梅ダムの美幌女満別水利組合と同じように管理者を設定するとすれば、それだけ仕事量が増えるのです。

それと、去年から森林認証につきましては、森林組合が抜けている状態で、今、経済部も一生懸命にそれを戻している最中ですので。そこに今は主幹がいるのです。

その方々の努力が、次年度は3人のところを一人でやる。技術的な問題ではなくて、仕事量の問題は可能なのか。

町長も、経済部そして森林認証も携わったことと思いますけれど、美幌町で進めなければいけない認証問題、間伐対策の問題、そして、数年後に始まる後継者が減る農業、認定農家の土地の収用問題はどうか。

これは、農業委員会で大きな問題になるのです。それを、一人の新しい課長が全部取りまとめる。申請行為と許可行為も農業の関係が一緒になるのです。

先ほど言った三つの職場がそれなりの仕事をしていて、それなりに主幹職の責務も大きい。言い方が悪いですけど、ぐるぐる回って歩いている課長の経験者がいないと思うのです。

その中で、ここを一本化するというのは可能なのかというより、大丈夫なのか。

逆に言えば、何かの場合は、すぐ主幹職を置く、森林認証とか間伐対策の取扱いに

については主幹職を置く用意もしているかどうか、そういう説明があればいいのですけれど、その辺の三つの課長職が一つになることに対して、経験した町長としてどのように感じているのか、回答をお願いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁を申し上げます。

議員御指摘の点は十分理解できる場所もございます。

今回、農林政策課ということで、現在は耕地林務、農政、それから農業委員会ということで、三つのセクションが一体化するという事になっております。

御指摘のとおり、国営事業がスタートするタイミングに来ていることも重々承知しておりますけれども、美幌町は農業を基幹産業とする町として、農業政策はこれまで以上に様々な担当がしっかりと連携を図りながら、国の政策、あるいは北海道の政策の変更にも対処していかなければならないと考えてございます。

今回、管理職は1名ということになりますけれども、その管理職については、しっかりとマネジメントを発揮して、政策事業をしていくという立場になろうと考えております。

については、担当職員は減るということではなくて、逆に厚みを持たせて、しっかりと担当職を配置した中で、様々な事業、施策を展開できるような体制を図っていくことを趣旨としているところであります。

繰り返しになりますけれども、管理職が1名体制になるということで、若干の不安要素を感じる面も否定はいたしませんけれども、それ以上に担当職をしっかりと配置した中で連携を図りながら、農業施策を展開していくという、そういう柔軟な体制を構築できると考えておりますので、この体制でしっかりと町の農業政策を回していきたいと考えているところであります。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） ただいま松浦議員から御質問があった部分、総務部長が答弁したとおり、ほとんどが繰り返しになると思います。

基本的には、経済部の皆さんと協議し、一つに体制をまとめたということでありませう。

今、課長という部分に特化した御質問でしたけれども、当然、課長だけではなく、それぞれの役割として、私を筆頭に副町長がいて、部長がいて、そして課長がいて、その下に主査をきちんと配置しますので、きちんと常日頃から連携した中で、支障がないように進めるということで御理解をいただきたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） 当然、支障がないように頑張ってもらいたいと。

ただ、答弁の中で今の主幹が課長になる中で、主査を中心としたグループ制で、ここで一つ主査に権限があるのかないのか。

当然、課長となれば時間外等の権限が付与されているとは思わないです。部長から。

そこで仕事について主査が中心となると、仕事の権限の移譲問題がわからないので、問題ないということなので、問題ないのだなと。

ただ、主査がいくらいまして、課長としての仕事の権限者と違うので、先ほど言った三つを一つにするというところが、二つと一つというのはわかるのですけれど、農業委員会の事務局がやっている許認可の政策と、農地の転用認可と総合計画、要するに、農地申請、あと農業会議、書類関係を農業委員会が出すのではなくて、農家が出すのかなと。

間違っただけですけどね。

相反する行為を一人の課長が三つを面倒見ると、先ほど言い忘れましたけれど、農

地の面積の確定だとか、それも含めて課長の権限は相当大きいと思うのです。

その中で、問題ないように努めるということですが、私は農林政策課長が経験ある方が就くとは思えないです。今の人事の中では、経験者がどれだけいるのか。そこが怖いなど。

今、農業委員会の事務局長、農政主幹、耕地林務主幹の経験者はほとんどいない。それで、そこに長くいた主査で、課長の交代ができる主査が人事異動していないかという、人事異動している。それを統廃合して問題がないというのが怖いなど。

その辺をしっかりと確約という言い方は悪いですけど、その課長にも影響がないような職務権限、職務の遂行をきちんと命令してもらいたいと思うのですけれど、その辺の配慮も含めて、何かありましたら答弁をお願いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁申し上げます。

まず、権限の御指摘です。

権限というのは、仕事を回していく上で、当然、管理職は所属長として日々の仕事の進捗管理を図って、指示を出していくということになっておりますので、今回名称は変わりますけれども、現主幹が新たに課長の職に当たりますけれども、課長としての職責は今の主幹の職責と変わらないということになっております。

それから、今の耕地林務については、農業で考えればハード部門を扱っております。農政についてはソフト部門を扱っているということで、これまでは横のグループになっていたのですけれども、今度は一体としていくということで、こちらについては今以上に連携が深まりますのでメリットになるということで、原課のヒアリングにおいてもそういう意見をいただいているところであります。

さらに、農業委員会との一体化について

は、こちらについても前段のヒアリングにおいて特段問題は生じないということを確認した上で、今回、新しく農林政策課を配置するというところで考えているところであります。

また、議員から御指摘があった、経験者がその職責に当たらない不安というのでしょうか。わからなくはないですけれども、例えば、私も財務主幹、全く財政部門に携わったことがありませんでしたけれども、主幹の職を拝命して、正直非常に厳しい、苦しい場面もありましたけれども、今振り返ると、そこを乗り越えてきたことで自分自身の勉強にもなりましたし、行政全般を知る上で非常にありがたい経験になったと思っております。

特に私たち職員は、いろんな部署を回って定年まで勤めるわけですが、その職責においてしっかりと学んで成長していくことが行政の運営には大切だと思いますし、それが幅広い視野を持って仕事に当たる職員ということで、行政サービスの向上にもつながっていると思っておりますので、そういう意味では、今まで経験していない職員が任に当たるのは不安要素もあるでしょうけれども、それ以上に、長い目で見れば、まちづくり、行政運営にとってはプラスになっているのではないかと、そのように考えております。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 私から1点だけ答弁させていただきたいと思っております。

経験者ということで、今、総務部長からも答弁させていただきましたけれども、1番望ましいのは、それぞれのセクションで経験をされた方が、そのまま仕事をずっと継続することも大切なことだと思います。

逆に、今後定年等により、担当する方がいなくなることも事実であります。

全体的に町の職員に言えることは、年代的に若くなってきているというか、そういう認識の中で、それぞれの仕事に対して新

たなチャレンジをしなければいけない。要は、経験が余りない方が配置されることが多くなってきているのも事実であります。

そのことに対しては、私を初め、言うならば町長、副町長、今完全特別職になっていきますけれども教育長、この3人が常に連携をとっています。

そういう意味では、経験がない方々に対して、仕事が停滞しないように指導するというのは変ですが、一緒に歩む努力をしなければならないと思っておりますので、皆さんから見て、今回の組織改革も含めて、行政の仕事が停滞しているということを町民の方々から言われぬように、当然、町長として、それからそれぞれの特別職の役割として、また、それぞれの部長として、しっかりとやっていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 13番松浦和浩さん。

○13番（松浦和浩君） やる方向で進めている以上はしっかりやってもらわないといけないですけど、最後に、農業委員会につきまして、いろんな形で行政と協議をしたと思うのですが、農業委員会そのもので今後の事務事業の拡大、要するに、農地の売買なりが増える可能性もある、後継者問題があるという中で、農業委員会の委員会としてどういう会議をやっていると返答があったのか、お示しできるものがあれば最後をお願いします。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいまの農業委員会との協議の経過でございますけれども、町で素案をつくった段階から農業委員会の会長と2回ほど、それぞれ素案の段階、原案の段階で協議をし、御意見をいただきまして、御理解を得ているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さ

ん。

○12番（上杉晃央君） 私からは、今回の部設置条例の改正は、効率的・効果的な組織運営に資するという考え方ですので、新たな部長職が増えることを含めて、現在の職員数と比べて来年4月1日発令時の職員体制が、部長職あるいは課長職、主査職、その他の職員を含めて全体的にどういう数値になるのかについて、町民の皆さんも新しい部になるというだけで職員数がすごく増えるといったこと、これだけでは定数条例との関係、あるいは実際の配置で詳細がわかりませんので、その辺を詳しく御説明いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（関 弘法君） 御答弁させていただきます。

まず、議員からもありましたとおり、今回の組織機構の見直しは、効率的で効果的な行政運営、ひいてはそれが住民サービス向上につながるという目的の中で進めてまいりました。

現在、職責でいきますと、部長、主幹、主査、担当という四つになっているわけですが、まず、部長職につきましては、現行7名、これが新しく部の設置に伴いまして、1名増えまして8名、7名が8名の体制になります。

次に、主幹職でございますが、現在30名となっておりますが、こちらにつきましては、6名の減で24名の体制で構築しているところでございます。

主査職につきましては59名と、同様に見直し後も59名ということでございますが、担当職につきましては、現在97名、こちらを105名とプラス8名の組織構成としているところでございます。

主幹職につきまして、マイナス6名ということでございますが、より機動的な組織体制の構築を図るべく、担当職について増員をした上で、組織体制の見直しを行ったところでございますので、よろしくお願

いたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） グループ制の論議については、関係職員、特に若い職員たちの意見をしっかり聞いた中で積み上げてきたと聞いておりますので、今、松浦議員からも質問がありましたけれど、いずれにしても、組織をうまく円滑に軌道に乗せていくためには、こういう新制度をしっかりと職員が理解した上で、総務主幹がおっしゃるように、何よりも町民のための住民サービスを向上させると、そういう目的での組織機構だと思いますので、それをしっかりと全職員に再度理解をいただきながら、あわせて、町民の皆さんの理解を得ながらそういう体制で進んでほしいと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 私からは3点ほど確認したいと思います。

大幅な組織機構の見直しということで、私も民生部にいました。

今回の部設置条例については、非常にいいことだと思いますけれども、改正目的の中で、効率的・効果的な行政運営と住民サービスの向上を図ることが目的である。そして、町民主体のまちづくりの推進を一層図るということで、それぞれ関係部局、職員の皆さんから聞いたということでありまして、私は、9月15日の全員協議会で聞いて以降、町民目線で見たときに、こういった組織機構がどうなのかということについて、これまでの期間、今回条例を提案するまでの間、町民の声を聞いたのかどうか。1点お願いしたいと思います。

2点目であります。

先ほどの提案の中で、総務部長からグループ制の見直しについてということでありました。

現行は主幹ですけれども、改正後は柔軟

な対応をするために主査職でという対応に切り替えるということ、あるいは、私が担当していたときもあったのですけれども、グループ制、主幹ということが非常にわかりづらいという話もありました。私が役場にいたときは主幹でありましたけれども、今回、課長に名称を変更するということの、この二つについて、見直した理由についてお伺いしたいと思います。

最後の3点目であります。

上杉議員からもありましたけれども、改正後の課長職が、改正前に比べて6名減になっています。

その中でやるしかないということもわかりますけれども、万が一、いろんな事務事業が一本化されることによって、欠員することによって、事故・事件等が起きることも予想されます。

そんなことはないと思いますけれども、今回やるに当たって、その後に対する対応をしっかりとこういう組織体制にした後も、やってみた結果において柔軟な対応をすべきだと思います。具体的には、総務部長からもありましたけれども、状況によっては主幹職を配置するといった考え方について、6名減ったことに対する主幹職を状況によっては配置する考え方について、御説明をお願いしたいと思います。

以上3点、お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 大きく3点御質問をいただきました。

まず1点目の、今回の見直しに当たって町民の声を聞いたかという点になります。

こちらについては、9月15日の全員協議会で御説明をさせていただきました。その後、特段町民の皆さんにお伺いをするという機会は設けてございません。

あくまでも行政の体制の話ですので、行政サービスをしっかりと町民の皆様にお届けするための体制になりますので、そこについては町民の皆様の声をお聞きする必要は

なかったと認識をしているところであります。

それから、2点目のグループ制見直しの大きな理由になりますけれども、こちらについては、平成18年4月に導入してから14年余りが経過しておりますけれども、これまで特段見直しを行ってきてございませんでした。

ただ、これだけの期間を要しても、いまだに主幹という職名になじみがなく、いろんな場面で課長と言われることが今現在もあったわけであります。

つきましては、わかりやすくサービスをお届けするためにも、ここは課制を復活していくのがいいのではないかとということで、今回見直しをさせていただきます。

ただ、行政内部としては、グループ制のメリット、グループ内の連携がしっかり図られているという点もありますので、担当レベルにグループの単位を下げた中で、グループ制のメリットについては、引き続き発揮できるような体制にしていきたいというのが2点目になります。

それから大きな3点目、今回、組織機構の見直しをした後の対応です。

特に、課長職、管理職が6名減になりますので、今回の見直しがずっとこれで行くと、決してそういうことではありません。

今はコロナのこともありますけれども、いつ何どきどのような社会情勢の変化、経済情勢の変化があるかも予測不可能な状況になっております。

つきましては、現段階においてはこの体制がベストだと思って御提案させていただきますけれども、今後においても、その時々的情勢の変化に応じて、組織体制についてはしっかりと見直しを図っていく必要があると考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 1点目と3点目に

については理解いたしました。

2点目をもう一度詳しく説明していただきたいと思うのですが、グループ制の考え方です。

今まで主幹職でやられた。今度は柔軟な対応をしやすいように主査職でやるということですが、私は逆に、主幹職のほうがいいと思うのですが、もう一度主査職でのグループ制がよいことについて御説明をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁申し上げます。

議員御承知のとおり、現行のグループ制については、主幹職をリーダーとして、わかりやすく言うと、課を一つのグループとして扱ってきたのですが、その全体の連携を十分に発揮する場面がなかなか根づいて来なかったという大きな反省点があります。

本来であれば、よりフレキシブルに、その時々で各担当の仕事の濃淡について話し合った上で、人の配置も含めていろいろ見直して、業務を遂行すべきでしようけれども、十数年たってもそこまで到達できていないという声が庁内にあったのは事実であります。

つきましては、そのグループの単位を担当に下げた中で、その担当の中ではしっかりと横の連携を発揮する。発揮できる体制を整えることによって、事務事業の推進にしっかりと努めていきたいということで、今回、見直しをさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第62号美幌町部設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第63号

○議長（大原 昇君） 日程第15 議案第63号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の23ページになります。

議案第63号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の15ページをお開き願います。

資料3、議案第63号関係。

改正目的でございますが、本年10月7日付人事院の給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、美幌町議会議員の期末手当につきまして支給割合を変更しようとするものであります。

改正内容であります。期末手当の年間支給割合を現行の3.4月から、改正後の3.35月へ0.05月分を引き下げいたします。

令和2年度につきましては、6月期末手当を支給済みのため、12月期末手当を0.05月分引き下げ、令和3年度以降は、6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.025月分引き下げいたします。

なお、参考資料16ページに条例改正に係る新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

施行日は、記載のとおりでございます。

以上、議案第63号について御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第63号美幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案とおりに決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第16 議案第64号

○議長（大原 昇君） 日程第16 議案第64号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の24ページになります。

議案第64号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の17ページをお開き願います。

資料4、議案第64号関係。

改正目的でございますが、議案第63号と同様、人事院の給与勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、町長、副町長、教育長の期末手当につきまして、支給割合を変更しようとするものであります。

改正内容であります。期末手当の年間支給割合を現行の4.5月から改正後の4.45月へ0.05月分を引き下げいたします。

令和2年度につきましては、6月期末手当を支給済みのため、12月期末手当を0.05月分引き下げ、令和3年度以降は、6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.025月分引き下げいたします。

なお、参考資料18ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

施行日は、記載のとおりでございます。

以上、議案第64号について御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第64号美幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第17 議案第65号

○議長（大原 昇君） 日程第17 議案第65号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題

とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の25ページになります。

議案第65号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の19ページをお開き願います。

資料5、議案第65号関係。

改正目的でございますが、本年10月7日付人事院の給与勧告等に基づく国家公務員の給与改定に準じて職員給与の改正を行おうとするものであります。

また、組織機構の見直しに伴い、課制を復活することから職務の級に課長を追加するものであります。

改正内容であります。民間給与のボーナスに関する調査結果に基づき民間との均衡を図るため、期末手当の年間支給割合を0.05月分引き下げ一方で、月例給、給料につきましては民間との格差が極めて小さいことから、給料表の改正は行わず据え置く内容となっております。

まず、美幌町職員の給与に関する条例について、1点目といたしまして、一般職の期末手当及び勤勉手当の改正でございます。

民間の支給割合に見合うよう年間支給割合を4.5月分から4.45月分へ0.05月分を引き下げ、期末手当の支給月数に反映いたします。

令和2年度につきましては、6月期末手当を支給済みのため、12月期末手当を0.05月分引き下げ、令和3年度以降は、6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.025月分引き下げいたします。

次に、2点目として会計年度任用職員の期末手当の改正になります。

民間の支給割合に見合うよう年間支給割合を2.6月分から2.55月分へ0.05月分を引き下げいたします。

なお、これまでの臨時職員の取り扱いと同様に、給与改定につきましては翌年度から反映する扱いといたしますので、令和2年度の期末手当につきましては、現行の支給月数を据え置き、令和3年度以降の6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.025月分引き下げいたします。

参考資料20ページになります。

3点目といたしまして、再任用職員の期末手当及び勤勉手当の改正でございます。

昨年の11月臨時会におきまして、一般職と同様に、再任用職員の勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げる改正を行いました。再任用職員につきましては、据え置くことが本来の取扱いであることが判明したため、今回、勤勉手当の支給月数を是正いたします。

令和2年度につきましては、6月の勤勉手当を支給済みのため、12月の勤勉手当を0.05月分引き下げ、令和3年度以降は6月及び12月の勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き下げいたします。

昨年の条例改正における確認作業が不十分であったことから発生した事務的なミスであります。職員給与事務を所管する担当部長として深く反省をしているところでございます。

今後、このような誤りが生じることのないよう条例改正に当たっては細心の注意を払って対応してまいりたいと存じます。

なお、昨年度は再任用職員が勤務しておりませんでした。また、現在勤務している再任用職員には6月の勤勉手当の支給月数に誤りがあったため、12月の支給月数を調整することになる旨を説明し、了承を得ていることを御報告させていただきます。

4点目といたしまして、等級別基準職務

表に課長の職務を追加いたします。

職員の職務は、給料表に定める職務の級によって分類されますが、議案第62号美幌町部設置条例の一部改正でも触れましたが、組織機構の見直しに伴い、令和3年4月から課長職が復活いたします。

このため、行政職給料表の等級別基準職務表別表3に、課長の職を追加するものがあります。

次に、美幌町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について、任期付職員の期末手当の改正になります。

こちらにつきましても、民間の支給割合に見合うよう年間の支給割合を3.4月分から3.35月分へ0.05月分引き下げいたします。

令和2年度につきましては、6月期末手当を支給済みのため、12月期末手当を0.05月分引き下げ、令和3年度以降は、6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.025月分引き下げいたします。

施行日は、それぞれ参考資料に記載のとおりであります。

なお、参考資料といたしまして、21ページに人事院の給与勧告の骨子を、22ページに、人事院の報告の骨子を、23ページから26ページに条例改正に係る新旧対照表をそれぞれ添付しておりますので、御参照いただければと思います。

以上、議案第65号について御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第65号美幌町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成

の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第66号

○議長（大原 昇君） 日程第18 議案第66号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の28ページになります。

議案第66号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

令和2年度美幌町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,356万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億9,871万円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明をいたします。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正で御説明しますので、議案書の31ページをお開き願います。

第2表、地方債補正であります。

起債の目的は、役場庁舎改築等事業になります。

役場庁舎の建設工事につきましては、建築主体、電気設備、機械設備の3分割において発注し、令和3年2月15日の完成に向け、工事は順調に進んでございますが、電気設備の工事内容に変更が生じたことから設計変更を行いたく、その財源を地方債に求めるものであります。

設計変更内容につきましては、後ほど歳出において御説明いたしますが、地方債を

1,050万円増額し、補正後の限度額を14億5,190万円といたします。

それでは、歳出から御説明しますので、37、38ページをお開き願います。

2款総務費、1項、4目財産管理費、庁舎改築等事業費の増、工事請負費、役場庁舎建設電気設備工事1,569万7,000円につきましては、地方債の補正で御説明しましたが、設計変更に伴う増額になります。

主な内容といたしましては、まず、ZEB関連機器に係る電力量及び電流値の計測点の追加、計測間隔の短縮に伴う増額であります。

役場新庁舎につきましては、高断熱化省エネルギー機器の導入により、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の採択を受けておりますが、設計段階では、電力量を30分間隔で計測する仕様としておりましたが、計測感覚を1分間隔に変更するほか、空調設備などの機器をより効率的に運転することで、節電効果を最大限に発揮できるよう新たに電流値を計測する仕様に変更いたします。

今回の変更による電気料の削減効果は、年間76万円余りと試算してございます。つきましては、イニシャルコストの増額分につきましては、14年間で回収できる見通しになってございます。

また、今回の設計変更では、工事完成後に行う予定であった電話交換機の設置、LAN配線につきまして、工事完成後に現場の仕上げで手戻りがなく効率的に施工できるよう、電気設備工事に追加を行います。

このほか、議場の設備の仕様の変更、執務室のレイアウト確定に伴う照明器具や天井スピーカーの設置箇所などを変更いたします。

その下の機械器具604万6,000円の減につきましては、電話交換機の予算組替えによる減額と、テレビ、冷蔵庫の入札執行残の整理になります。

次に、6款農林水産業費、1項、4目農業振興費であります。先に、8、農業振興施設等整備事業費の増から御説明をさせていただきます。

補助金、産地パワーアップ事業補助金2億1,241万9,000円につきましては、JAびほろが実施主体となる加工用バレイショコントラクター事業が、農林水産省の補助金の割当て内示を得たことから、補助金を交付するための間接補助になります。

加工用バレイショにつきましては、収穫作業や収穫後の粗選別作業が生産者の大きな負担となっておりますが、労働力の負担を軽減し、輪作体系を維持するため、JAびほろが加工用バレイショの収穫作業と選別作業を請け負うもので、農水省の補助金を活用した収穫機械などの導入になります。

補助率は2分の1、受益農家戸数は39戸であります。

次に、二つ戻って農業振興事業費の増、補助金、加工用馬鈴薯コントラクター推進事業補助金2,900万円につきましては、ただいま御説明をいたしましたコントラクター事業を生産者が活用しやすいように、粗選別設備の導入費用の一部について町が上乘せ支援を行うもので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として充当いたします。

その下のみらい農業センター管理運営事業費の増、機械器具1,096万7,000円につきましては、みらい農業センターにGPS自動操舵システムつきトラクター1台を導入するための予算計上になります。

新規就農研修生の操作技術の習得を初め、JAびほろ、美幌町農業ICT推進協議会と連携し、GPS自動操舵システムの実技研修会を開催いたします。

財源には、農水省の補助金、補助率2分の1と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

次に、7款商工費、1項、2目商工業振興費、商工業活性化促進事業費の増、補助金、プレミアム商品券発行事業補助金151万7,000円は、当初予算におきまして、スマッピーカードプレミアム商品券発行事業として2回分を予算措置しておりますが、新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として、8月に実施いたしました1回目の事業が北海道の補助事業に採択されましたので、北海道の上乗せ補助分を追加し、2回目を実施するための予算計上になります。

2回目の事業につきましては、コロナ禍の影響を考慮し、応募抽せん方式を採用いたします。

1万円のチャージに対し一般分として3,000円の商品券を950名分、子育て世帯分として5,000円の商品券を350名分、それぞれ抽せんにより発行する予定となっております。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、35、36ページにお戻りを願います。

16款国庫支出金、2項、4目、2節農業費補助金3,300万円につきましては、農業振興対策事業といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するための予算措置になります。

なお、美幌町に交付される臨時交付金の予定総額につきましては、6億7,156万5,000円ですが、今回の補正予算を含めた充当額は、6億2,192万8,000円となる予定でございます。

残る4,963万7,000円につきましては、12月以降のコロナ対策、あるいは既存の交付金事業の財源振替に充てる予定でございます。

17款道支出金、2項、4目、1節農業費補助金2億1,790万2,000円は、産地パワーアップ事業補助金、研修用農業機械等導入支援事業補助金の割当て内示に基づく予算措置であります。

その下、5目、1節商工費補助金につきましては、歳出で御説明したプレミアム付商品券発行支援事業費補助金の事業採択に伴う予算措置になります。

20款繰入金、役場庁舎改築基金繰入金84万9,000円の減は、事業費の変更に伴う基金の繰り戻しでございます。

なお、参考資料27ページに基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

21款繰越金149万円につきましては、今回の補正予算に係る財源といたしまして、平成31年度の繰越金の一部を支消いたします。

23款町債につきましては、地方債補正で説明したとおりでございます。

以上、議案第66号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

8番古舘繁夫さん。

○8番（古舘繁夫君） 私は、農林水産関係の御説明いただいた点についてお尋ねいたします。

部長からいろいろと説明をいただきました。

コロナ感染症対策の対応に6億数千万円のお金が美幌町に来ているという中で、町長の議案の説明の中で、今回の補正は、新型コロナ対策の対応ということで、農業関係の補助に相当の金額を補助している。

内容は、パワーアップで農水省からの補助が認められたとか、それから2分の1だとかいろいろと中身のお話もありました。

一般町民へは、美幌町にコロナ対策として、国から6億数千万円のお金があると、いろんなお便りにも書いてある。

そして、その使い道は、行政がいろいろと考えての今回の補正だと思います。

私は決して農業にコロナ対策の金を使う

のはけしからんとは思っておりません。

一般町民の考え方として、6億数千万円の金 coming しているけれども、私たちはどんなふうにも恩恵を受けているだろうと。商売が立ち行かない人がたくさんいらっしゃるのです。決して、トラクターやいろんな機械を買うことを否定するのではないと何回も言っていますけれども、これで町民の皆さんは気持ち的にすっと落ちるでしょうか。

私は、一般町民の皆さんに上手に説明はできない。

私以外の議員の皆さんは、町民の皆さんに上手に正しく、美幌町は6億数千万円のうち農業にこれだけのお金をコロナウイルス対策として使っているということを説明できると思います。

私はなかなかできない。どうやって説明したらいいでしょう。

もう1回言うけれども、町民はあしたの仕事や家賃を払うのに四苦八苦している人が何人もいます。決して、美幌町の行政はそういう人たちを見捨てているとは言いません。

今、部長は、まだ若干4,000万円残っているとおっしゃっていました。

私はある観光業の人たちから、こんなことに使ってくれないか、あんなことに使ってくれないのかと言われて、私は町長に届けたつもりであります。

農業は、私どもの食べるという大変大切なお仕事をしているし、美幌町の基幹産業でもあります。

私以外の方は納得しているかもしれませんが、多くの町民を含めて、なるほど、6億数千万円のコロナ対策のお金がそんなふうに使われているのだということを、議員として私はなかなか上手に説明できないです。

どなたでも結構です。わかりやすく、こんな考え方から農業にこれだけのお金を使っているのだということを言ってくださ

い。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 臨時交付金事業は庁内全般に関わりますので、その取りまとめをしている立場で、私からまず御答弁をさせていただきたいと思っております。

議員の御指摘も十分理解のできることでありますけれども、臨時交付金につきましては、まず大きくは感染の拡大を防止するための措置に使ってほしいというのが大前提になっております。

このため、これまでも町としてはいろいろな対策を打ってきておりますけれども、感染拡大の防止措置以外にも、例えば、雇用の維持ですとか、事業の継続、あるいは地域の経済活動の回復、そういったことに交付金を当てて、地域の元気を取り戻してほしいという趣旨になってございます。

つきましては、これまでも感染拡大の防止を中心にしつつ、雇用の維持等、事業の継続あるいは経済活動の回復につながる施策を、様々な事業として打ってきているところであります。

一方で、これまで打ってきた対策というのは、いわゆる商店街、観光産業等、そういった事業分野に光を当ててきたのが趣旨でございましたので、農業に光を当てていなかったということも事実であります。一部、花の生産農家の支援事業はやってまいりましたけれども、大きな部分では事業を実施していなかったということでもあります。

このため、今回、大きく二つの農業系の補助金について町として交付金を充てるということで考えてございます。

例えば、コントラクター事業です。

農業者の皆さんが不幸にも感染された場合は、当然農業の生産活動に従事できなくなります。そういった場合に、JAびほろがコントラクター事業ということで、収穫作業と選別作業を請け負う組織をつくって、事業を受け継ぐ体制をつくるというこ

とは、まさに新型コロナの感染を踏まえた事業内容になっているということでありますので、今回交付金を充てさせていただきたいと思っております。

さらに、みらい農業センターでトラクターを導入するわけでありますけれども、こちらはGPS自動操舵システムということで、いわゆる無人トラクターの実証試験ができるということであります。

こちらについても、そういったトラクターをしっかりと導入・普及させることによって、感染された場合においても農業生産が止まることのない体制を構築できるということで、今回、事業を推進していこうという考えでございます。

今後についても、交付金については皆さんいろんな御要望があると思います。

きめ細かく情報収集をして、限られた財源をいかに有効活用して、美幌町のために役立てていくかという視点でこれからも取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 8番古館繁夫さん。

○8番（古館繁夫君） 私はこの質疑で座ります。多くの方が尋ねたいという思いがあると思いますので。

部長のお話はよくわかりました。

町としての考え方を担当だからということでお話がありましたので理解いたします。

部長、言ったことをぜひ忘れないでください。

これからも多くの町民の皆さんの御意見をいただいて、今回のコロナに対応できるような施策をとおっしゃいましたから、先ほどの残ってるお金4,000万円というのが多いか少ないかはともかく、ぜひそういう思いで使ってください。

さっきの話と同じになりますけれども、今、部長は広く使えと、今回の感染症の拡大を防止するため、トラクターの例え

で、農作業をしていて感染するという可能性がないわけではありませぬし、どのような答弁をするかと思っ、耳をほじっていたのですが、さすが上手な、なるほどなと、広く使っていいということだから、そういう考え方になって、先ほどから言っているとおりの、否定するものではないけれども、こうして議案として出たことを説明を受けたので、町民の皆さんにも、私は説明が下手ですけども何とかしたいと思いません。

最後に、先ほど言ったようなことで、ぜひ、多くの町民の御意見を聞いて、4,000万円を上手に、あしたの家賃に困る人もいのです。いろんな施策を打ってくれているけれども、毎月欲しいとおっしゃる方もいのです。

御存じのとおり、4人以上で外に行かないでくれとか、飲み会をやるときにはあまだとか言っているのではないですか。

仕入れたものを捨てたり、お客さんが来ないからどうしようと言っているのです。

農業の話は、仕方ないと言うと思うけれども、私たちにも回してくれないのかという声がどんどん出てきます。

ぜひぜひ、部長お一人ではなく、町の理事者の方々、ぜひ町民のニーズに答えてもらいたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） ただいまの国からそれぞれの市町村にいただけるコロナ対策のお金の概要については、総務部長から御説明したとおりでございます。

今回のコロナ対策においては、今、目の前で困っている方をどうするかという対策をすることと、これから将来に向けて予想されるということにも支出するという役割で国から示されております。

ですから、例えば、厚労省が直接関わるものとか、農水省の関わるもの、それに併せて国からもし自治体でここに対して上乘せをすることは可能ですよということを参考

にしながら、私どもは今回、皆さんに提案している状況であります。

どちらかという、このことについてはこれから農家の方々の労働力とか、そういうものが非常に難しくなることも含めた中で、コロナ対策の費用を使わせていただきたいということでもあります。

今、古舘議員からいただいた、今困っている人たちをどうするかというのは、本来国がやることと、それから直接住民に関わっているものとして、その辺はしっかり見極めた中で、そのベースになるのは皆さん方の御意見を聞きながら、また提案していきたいと思っておりますので、今いただいた意見をしっかり受け止めて進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

6番伊藤伸司さん。

○6番（伊藤伸司君） 議案書の38ページの役場庁舎建設の電気工事の変更ということで、電気計測の機械の変更ということで、今までの30分計測を1分間計測にすることによって電力の消費を抑えるということですが、実際にどういう仕組みなのか教えていただきたいです。

○議長（大原 昇君） 建築主幹。

○建築主幹（吉田善一君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の設計変更につきましては、消費電力の計測を30分計測から1分ごとの計測機器に変更するとともに、電流値計測点を30カ所追加する内容となっております。

新庁舎の電気代については、1年間の最大需要電力により契約電力が決定されます。

この最大需要電力とは、デマンド地と呼ばれる30分間に消費された電力の平均値を示すものでありますが、今回の設計変更により、計測間隔を短くすることと、瞬間的な電流のピーク時間を測ることによって、一時的にピーク時間が上がっていく部

分を抑えることで、最大需要電力の平準化を図って、契約電力の基本料金を下げ、電気料金の削減を図ろうとするものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 今の伊藤議員が質疑された部分に関連して、30分計測を1分計測にしてピーク時を平準化するというシステム自体、この機械、この設備の中でそういったところも平準化ができるのか。

もしくは、計測してピーク時のところを自分達で省エネにするために電力を抑えなければならないのか、そういったところの仕組みを教えてください。

○議長（大原 昇君） 建築主幹。

○建築主幹（吉田善一君） ただいまの質問にお答えいたします。

計測のピーク時を、今回の機器を設置することによって、何時何分に最大の電流値が流れる時間が来るのかというのを確認しまして、複数ある機器の稼働時間をそれぞれずらした形で、最大需要電力の天井を抑えていくという形で電気料金の削減を図っていく仕組みとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） つまり、そういった部分の調整も全て自動で行われる仕組みということでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建築主幹。

○建築主幹（吉田善一君） ただいまの質問にお答えいたします。

機械は自動制御で管理して、先ほどお話ししました平準化を図っていくという形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第66号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和2年第9回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 0時36分 閉会

---

#### ◎日程第19 報告第17号

○議長（大原 昇君） 日程第19 報告第17号専決処分の報告について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

1 番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 今回の損害賠償額が11万3,905円ということですが、これは相手方に対する額だと思います。保険で支払われたと思うのですけれども、自車の損害が幾らだったのか、それは保険対応になったのかお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 商工観光主幹。

○商工観光主幹（多田敏明君） ただいまの御質問でありますけれども、自車の修理費といたしましては、4万9588円となっております。

こちらにつきましては、町の予算で修繕しております。

○議長（大原 昇君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） それでは、報告第17号専決処分の報告については、これで終わります。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員